

## ○要望事項に対する回答について

日 時:令和7年10月3日

場 所:北関東防衛局

要望者:木更津市 田中副市長

対応者:北関東防衛局 緒方企画部長

※要望書の提出に際し、以下のとおり口頭による回答がありました。

### 1. 安全対策の徹底について

令和6年10月27日に与那国駐屯地で発生した陸上自衛隊オスプレイV-22の事故について、当時、陸上自衛隊オスプレイV-22が暫定配備されていた木更津市の皆様には多大なご心配やご不安をおかけしました。

与那国駐屯地で発生した陸上自衛隊オスプレイV-22の事故に係る再発防止策を含め、日米オスプレイをはじめとする航空機の飛行運用に際しては、事故防止及び安全対策に万全を期すことは当然のことです。引き続き、周辺住民の皆様十分に配慮し、最大限の安全対策をとるよう木更津駐屯地に申し伝えてまいります。

### 2. 基地周辺の生活環境への配慮について

木更津駐屯地周辺の騒音軽減は、重要な課題の一つであり、自衛隊機や米軍機の運用に際して、地元の皆様騒音に対するご懸念があるということは、当局としても十分認識しております。

木更津駐屯地における航空機の運用にあたっては、航空法を始めとする関係法令や飛行場運用規則等を遵守し、運用上やむを得ない場合を除き、早朝・夜間及び土日、祝日における航空機の飛行を控え、安全面や騒音等へ最大限配慮した運用を行っていることと承知しております。

また、限られた場内の地積などの制限がある中で、タキシングやホバリング等についても、できるだけ住宅地から離れた場所で行うといった配慮に努めるとともに、航空機の運用に関して多くの騒音苦情が寄せられた際には、当該航空機の搭乗員へ注意喚起を行うなど、可能な限り周辺への影響を軽減する運用に努めていることと承知しております。

木更津駐屯地所在の飛行部隊については、周辺の潮干狩り場の運営状況を周知徹底して可能な限りその上空飛行を回避するなど、騒音を含め配慮していると承知しておりますが、引き続き、最大限配慮した運用がなされるよう、本日の要請についても木更津駐屯地に申し伝えてまいります。

いずれにしても、木更津駐屯地における航空機の運用に関しては、当局としましても、引き続き、周辺住民の方々に配慮した運用に努めるよう、また、情報発信についても、木更津

駐屯地に地元のご意向を申し伝えてまいります。

また、米軍機の運用についても、日頃より周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところであり、引き続き米軍に申し入れてまいります。

### 3. 基地周辺の環境整備等について

対象世帯等の見直しについては、地元で根強いご要望があるものと承知しており、今後の第一種区域等の見直しに当たっては、指定再告示方式により新たな区域内の新たな告示日時点までに建設された住宅をすべて対象とする考えです。

第一種区域等については、騒音度調査の結果に基づき作成した騒音コンターをもとに、住宅の所在状況や、道路、河川等の周辺地域の状況などを考慮しつつ指定を行っているところであり、どこかで線引きを行わなければならないものであることをご理解願います。

民生安定助成事業の推進については、令和6年度に高規格救急自動車の更新事業に対し、助成をさせていただいているところです。

また、令和8年度から改修をご要望の吾妻公園については、木更津市のご要望を十分伺うとともに、防衛施設の設置・運用による障害の実態等を踏まえ、今後、適切に対応してまいります。

まちづくり支援事業の推進については、構想策定支援事業に対し、令和3年度から令和6年度まで助成させていただいているところです。

また、まちづくりの実施事業としての位置付けの支援事業等に対しても、令和7年度から助成させていただいており、令和8年度についても、引き続き、木更津市のご要望を十分に伺いつつ、所要額の確保に最大限努めてまいります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでも所要額の確保に努めてきたところであり、その交付に際しては、木更津飛行場を含む全国の特定防衛施設における運用の実態及び運用の態様の変更等を十分に考慮しながら、今後とも適切に対応してまいります。

### 4. オスプレイに関する覚書等の遵守について

米海兵隊オスプレイMV-22の運用については、米側において、平成24年9月の日米合同委員会合意を遵守するとともに、安全性を最大限確保し、地元で与える影響を最小限にとどめる旨を表明しております。

また、オスプレイの定期機体整備に当たっては、平成29年1月、防衛装備庁、整備企業及び米側と取り交わした覚書の趣旨を踏まえ、安全かつ環境に配慮するよう、米側と調整が行われているとの認識であり、この覚書の内容については、現契約期間、令和3年7月から令和12年12月までにおいても有効であることを整備企業及び米軍に対して確認済みであります。

当局としても、試験飛行等に当たっては、当該覚書の趣旨を踏まえ、安全かつ環境に配慮するよう、防衛装備庁を通じ米側へ申し入れるとともに、米軍の運用については、日頃より周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れてまいります。

## 5. 適時適切な情報提供について

定期機体整備に伴うオスプレイの試験飛行、また、国内外におけるオスプレイの事故やその原因と再発防止策などの情報については、今後とも情報が得られた場合は適切に対応してまいります。

事故や部品落下等について、万が一発生した場合においては、部隊や当局から速やかに木更津市に対し通知しているところですが、引き続き適切な情報提供に努めてまいります。当局としまして、事故防止及び安全対策に万全を期すとともに再発防止に努めるよう部隊に申し伝えてまいります。

また、米軍の運用についても、安全面の確保が大前提と考えており、米側に対し、地元への配慮と安全確保について申し入れを行っており、引き続き、安全面に最大限配慮するよう求めてまいります。

なお、オスプレイの安全性については、陸上自衛隊においては、これまでも展示や体験搭乗など累次の機会に情報発信してきており、各種SNSや動画を活用した情報発信も行っているところであります。引き続き、オスプレイへの理解を深められるような情報発信に努めるとともに、頂いたご要望については、防衛本省にも申し伝えてまいります。

航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程であり、環境省による環境基準が定められておらず、航空機のような移動発生源からの低周波音については、関連機関において、国内外の関連する科学的知見の収集に努めているところと承知しております。

いずれにいたしましても、当局としましては、皆様からご要望があったことを防衛本省に申し伝えてまいります。